

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第2号

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

墨田区職員定数条例（昭和46年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,019人」を「1,994人」に、「2,040人」を「2,015人」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。